



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒、等苟も道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

### 質疑應答

問 道路工事の受益者負擔金は公用地所有者に對しても賦課することを得るや（京都生）

答 質問に係る道路工事の受益者負擔金と言ふのは、道路法第三十九條の規定に依りて、道路に關する工事に因り著しく利益を受けたる者に係し、その利益を受くる限度に於て、道路に關する工事の費用の一部を負擔せしむる金錢給付を指稱するものと解し本問に答へむとす。道路法第三十九條に於ては、道路に關する工事に因り著しく利益を受くる總ての者に對し、その利益を受くる限度に於て工事費の一部を負擔せしむ

ることを規定し、負擔者の何人たるを問はない、然るに地租條例第四條に於ては、國府縣郡市町村其の他勅令を以て指定する公共團體に於て、公用又は公共の用に供する土地、又は是等の公共團體が公用若は公共の用に供すべきものと定めたる其の所有地に對しては、地租を免除すべき旨を規定すると同時に、府縣郡町村其の他公共團體は是等の土地に租稅其の他の公課を課することを得ざる旨を規定したるを以て、所謂受益者負擔金も是等の土地の所有者に賦課することを得ざるやの疑を生ずるのであるが、此負擔金は道路に關する工事に因り著しく利益を受くる者に對し課せらるゝものであつて、其の課せらるゝに至つた原由は、一般人の受くべき利益以上に格段の利益を受くるが爲である、其の利益に對し報償する意味、所謂特別報償の關係あるが故に賦課徵收さるゝのである、此點に於て租稅とは其の性質を異にするのである、併しながら地租條例第四條に規定する公課なることは疑を容れざる處であるが、地租以外の公課を課することを禁止したのは、府縣郡市町村等の如き公共團體に對する禁止であつて、其の他の者の賦課權を禁止したのではない、固より道路工事に因る受益者負擔金は、道路法第四十三條の規定に依つて、管理者たる行政廳の統轄する公共團體の收入に歸するのでは

あるが、其の賦課を命ずるのは是等收入の歸屬すべき公共團體ではなく、管理者たる行政廳であるから、地租條例に反するものと言ふことが出来ない、従つて公用地所有者に對し、道路工事費の一部を、負擔せしむるを得ることは、當然である。(田中幹事)

**問** 都市計畫法を施行する市内に於ける國道府縣道を市長に於て管理するを得ざるや(尼崎市の一人)

**答** 都市計畫の目的は交通、衛生、保安、經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲の重要施設であつて、此重要なる施設の爲に市内に屬する國道又は府縣道の改良を都市計畫とし、又は之を都市計畫事業とすることは法規の許す所であるが、此を管理することは、現在に於ては所謂六大都市の外は許されて居ないのである、理想論よりするときは、市内に於ける國道、府縣道も市内に存在し市内交通に供せらるゝ關係よりして、市路と同一に維持管理することは前述した都市計畫の目的に合致するのであるが、是等國道府縣道を知事が管理して居るが爲に、道路法第三十三條の規定に依つて之に要する費用は府縣の負擔に屬して居る、若し之を市長の管理と爲すときは、之に要する費用は、市に於て負擔せざるべからざることゝ爲る、府縣經濟を其の市と郡部

法

令

の經濟とに分別して經理する府縣に於ては府縣市部經濟の増減は直に其の市の負擔に増減を來すが故に、是等の都市内國道府縣道を市長が管理するも、市の經濟に影響しないが、然らざる都市に於ては市の負擔を重からしむるが故に全國を統一して市内國道及府縣道を市長に管理せしむることは餘程考慮すべき問題である(田中幹事)

**問** 聯隊と其の聯隊の飛行場とを連絡し専ら軍事の用に供せらるゝ町村道は國道に認定せらるゝ資格なきや(静岡富士見生)

**答** 主として軍事の目的を有する路線は、道路法第十條の規定に依つて、國道路線に認定さるゝ資格を有するのであるが、質問に係るが如く、専ら軍事の用に供せらるゝものは道路法に所謂道路でなく、一種の軍用地とも言ふべきものである、蓋し道路法に言ふ道路は一般交通の用に供すべき道路であることを要件とし、第十條第二號に規定する、所謂軍事國道に在りても此一般交通性を阻却したものでなく一般交通の用と、軍事の用に兼用せらるゝ道路を國道としたのである、故に一般交通性を有せずして専ら軍事の用に供せらるゝものを町村道に認定したこと夫れ自身が違法である、若し又之を町村道に認定した原由は一般交通の用に供するものと爲した